

報道関係者各位

令和7年2月28日

電話対応にかかる業務の運用について

舞鶴市では、令和7年4月1日から、職員の接遇意識の向上や業務の公正・適切な執行、カスタマーハラスメント対策を目的に、本庁、西支所、中総合会館の電話交換機(PBX)の更新に合わせて、下記のとおり電話対応にかかる業務の運用を開始します。

記

1. 通話録音について

3施設の代表電話、各課の直通電話の通話（発信・着信とも）については、原則としてすべて自動で録音されます。

【市役所へ電話をかけたとき】

録音する旨のアナウンスが流れ、その後、呼び出し音が鳴ります。

【市役所から電話をかけたとき】

アナウンスは流れませんが、録音されます。

2. 業務時間外の電話受付について

3施設の業務時間外（本庁の場合は平日17：15～翌8：30、閉庁日は終日）の各課への電話は、原則として、本日の業務は終了した旨のアナウンスが流れます。

また、その他の出先施設についても、アナウンスは流れませんが、原則として電話受付は業務時間内のみとします。

※本庁の代表電話（当直対応）については、従来どおりです。



SDGs未来都市

舞鶴市 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

人事課（担当：松本、末永）TEL:0773-66-1066、FAX：0773-62-5099

E-mail:shisan@city.maizuru.lg.jp

資産マネジメント推進課（担当：山内・大内）TEL:0773-66-1045、FAX：0773-62-5099

E-mail:shisan@city.maizuru.lg.jp